



豊新だより

第30号

経営体育成基盤整備事業 利根北部地区 第4機場 排水ポンプ



改良区の概要 (令和3年5月31日現在)

組合員数	4,043人
受益面積	4,026.2ha
総代数	58名(2名欠)
理事数	14名(1名欠)
監事数	3名
職員数	15名

〒300-1324

稲敷郡河内町源清田5960


TEL 0297-84-2226

FAX 0297-84-2230

Eメール toyodashintone@ab.auone-net.jp

ホームページ <http://www.toyodashintone.com>

発行人 豊田新利根土地改良区
理事長 岡田金男


 ぐあいさつ

豊田新利根土地改良区

理事長 岡田 金 男


新年度にあたり、組合員の皆様へご挨拶申し上げます。日頃より土地改良区の運営並びに土地改良事業の推進にご協力を賜わり厚く御礼申し上げます。また、茨城県南農林事務所稲敷土地改良事務所をはじめ茨城県土地改良事業団体連合会、各行政機関の皆様方にはご指導ご支援を頂き、感謝申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、日常生活に不安が続きますが、感染予防に努めて早期の終息を期待したいと思います。

管内の事業実施状況ですが、令和2年度で県営利根北部地区及び県営早井地区が工事を完了致しました。今年度は県営早井東部1期地区は用水路工事と測量設計、県営早井東部2期地区

では測量設計、県営利根西部1期地区は区画整理の荒整地工事と用水機場及びパイプラインの測量設計、県営利根西部2期地区は区画整理設計と土質調査を予定しております。また、今年度は県営利根南部地区の事業が採択される予定です。尚、老朽化の進んだ施設は団体営維持管理適正化事業等で順次改修する予定です。

今後も経費の節減、賦課金の収納率の向上に取り組み、役員一丸となって業務運営に努めてまいりますので宜しくお願い致します。


 ぐあいさつ

 茨城県南農林事務所
稲敷土地改良事務所

所長 倉持 明彦

本年4月の定期人事異動によりまして、稲敷土地改良事務所に赴任しました倉持でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

します。

豊田新利根土地改良区の皆様には、日頃より、本県の農業振興並びに農業農村整備事業の推進につきまして、ご理解とご協力を賜っておりますことに厚く御礼申し上げます。

既に皆様ご承知のとおり、新型コロナウイルスの感染拡大は終息する見通しが立たず、県内においても変異株の感染例が確認されるなど、我々土地改良事業の推進にも多大な影響を与えているところですので。組合員の皆様におかれましては、感染の流行を一刻も早く終息させるため、引き続き、国、県、市及び保健所等からの情報を注視して頂き、これまで以上に感染防止対策を徹底していただきますようお願い申し上げます。

さて、近年の農業農村を取り巻く情勢は、農業従事者の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増大、農地の集積・集約化の遅れや農業水利施設の老朽化など、様々な課題に直面しております。

このような中、県では、「活力があり、県民が日本一幸せな

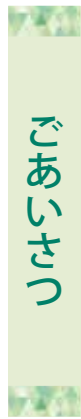
県」を基本理念とした「茨城県総合計画」のなかで「強い農林水産業の実現」を掲げており、優れた経営感覚を有する経営体の育成、本県農林水産物のブランド化や付加価値の向上、国内外への販路開拓などに取り組みることにより「儲かる農業」の実現を目指しております。

農業農村整備については、この「儲かる農業」の実現を支える生産性の高い水田農業の実現のための農地の大区画化や農地中間管理事業等を活用した担い手への農地集積・集約化を進めるとともに、水管理の省力化、水田の畑地化や汎用化による高収益作物の導入等を進めています。

また、老朽化が進む農業水利施設の長寿命化対策やその計画的な補修・更新、防災・減災対策の強化、更には、多面的機能支払交付金を活用した農地や用水路等の保全活動の拡大等も積極的に進めております。

豊田新利根土地改良区管内では、事業実施中であります利根北部地区、利根西部地区及び早井東部地区のほかに、今年度よ

り新たに利根南部地区(利根町)が事業採択されました。当事務所としましては、地元負担の軽減や事業効果の早期発現に配慮しながら計画的に基盤整備を進め、管内の農業農村が今後も元気で活力のあるものとなりますよう、職員一丸となつて取り組んでまいりますので、引き続き、皆様方のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。



茨城県土地改良事業団体連合会
県南事業所

所長 川松 秀 樹



昨年度より引き続きまして、茨城県土地改良事業団体連合会県南事業所長を務めることとなりました川松でございます。本年度もどうぞよろしくお願い致

します。

岡田理事長をはじめ、豊田新利根土地改良区の皆様方には、常日頃より農業農村整備事業の推進はもとより本会の業務運営に對しまして、特段のご支援ご協力を賜り、紙面をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

昨年より新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威を振るい、多くの方が感染し、感染防止に向けた対応が講ぜられるなど、社会経済や日常生活に大きな影響を受けることとなりました。一刻も早く感染が収束し、元の生活に戻ればと思っておりますが、今度は感染力の強い変異ウイルスの感染拡大により大阪府や東京都などは再度、政府に緊急事態宣言発出を要請することを正式に決める方針に入りました。茨城県においてもクラスターが発生するなど第4波の入口を迎えております。そのため土浦・稲敷管内連絡協議会も昨年度と同様に書面で開催することといたしました。本会では最大限の注意・対策を行い業務を行って参ります。会員の皆さまにはご不便・ご迷惑をお

かけしますがご理解・ご協力の程よろしくお願いいたします。

農業農村では高齢化・過疎化、担い手不足、地域活力の低下や農業水利施設の老朽化など様々な問題を抱えております。次世代の担い手にとって魅力ある農業としていくためには、農地集積や農業の高付加価値を図ることが必要となります。

これらのことに鑑み、国においては3月23日に今後5年間の土地改良事業の指針となる「新たな土地改良長期計画」が閣議決定されました。産業政策の視点からは担い手への農地集積・集約化、スマート農業の推進による生産コスト削減を通じた農業競争力の強化。地域政策の視点からは所得と雇用機会の確保、農村に人が住み続けるための条件整備、地域共同活動による農地・農業用水等の保全管理。両政策を支える視点では頻発化・激甚化する災害に對した排水施設整備・ため池対策や流域治水の取得等による農業農村の強靱化等を盛り込んでおります。

令和3年度とも3名の職員を新規採用し、技術力・経験が豊富なベテラン職員から指導を受け、教育研修を行い、技術職員の確保と育成も行つていきます。会員の皆様が必要とする農業農村整備事業を的確かつ迅速に実施するための技術者集団となり得るよう知識の習得や技術力の向上を図つて参ります。皆様方には、今後ともご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、豊田新利根土地改良区の益々のご発展と、組合員の皆様方のご健勝をご祈念申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。





令和三年三月十八日通常総代会が開催されました。
 総代五十五名（定数五十八名）の出席、議長に第十一選挙区より、川村忠昭総代が選出され、全十二号議案が原案どおり、可決されました。

令和三年度 通常総代会提出議案

第一号議案

令和二年度豊田新利根土地改良区変更事業計画について

第四号議案

豊田新利根土地改良区財産の譲渡について

第二号議案

令和二年度豊田新利根土地改良区事業資金借入変更限度額及び借入先について

第五号議案

令和三年度豊田新利根土地改良区事業計画について

第三号議案

令和二年度豊田新利根土地改良区一般会計・特別会計収入支出補正予算（案）について

第六号議案

令和三年度豊田新利根土地改良区賦課金の賦課及び賦課金の端数取扱い並びに賦課徴収方法について

第七号議案

令和三年度豊田新利根土地改良区役員報酬について

第八号議案

令和三年度豊田新利根土地改良区事業資金借入れについて

第九号議案

令和三年度豊田新利根土地改良区地元負担金の納付について

第十号議案

令和三年度豊田新利根土地改良区一般会計・特別会計収入支出予算（案）について

第十一号議案

令和三年度豊田新利根土地改良区一般会計・特別会計一時借入金について

第十二号議案

豊田新利根土地改良区歳計現金預入先について

お悔み

松本 勇 理事

（第二選挙区 古河林）

令和三年四月一八日

死去

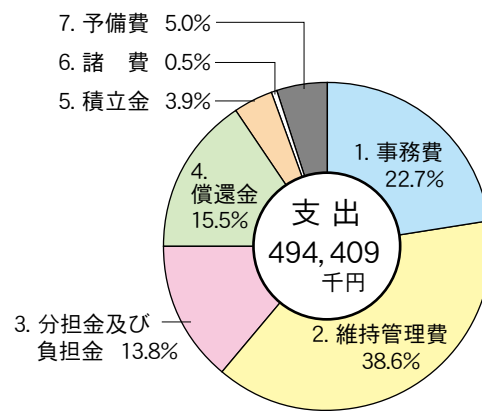
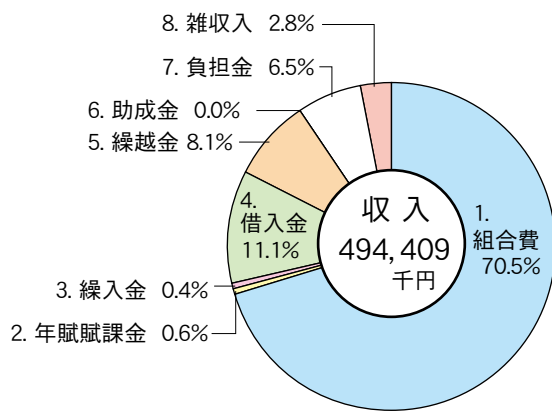
ここに、生前のご功績に対し、敬意と感謝を表し、心よりご冥福をお祈り申し上げます。



令和3年度 一般会計予算の内訳

(単位：円)

収 入		支 出	
1. 組 合 費	348,355,800	1. 事 務 費	112,150,000
2. 年 賦 賦 課 金	3,134,000	2. 維 持 管 理 費	190,982,000
3. 繰 入 金	1,775,000	3. 分 担 金 及 び 負 担 金	67,991,000
4. 借 入 金	55,000,000	4. 償 還 金	76,500,000
5. 繰 越 金	40,000,000	5. 積 立 金	19,500,000
6. 助 成 金	0	6. 諸 費	2,550,000
7. 負 担 金	32,200,000	7. 予 備 費	24,736,800
8. 雑 収 入	13,945,000		
計	494,409,800	計	494,409,800



令和3年度一般賦課金 8,700円 / 1,000㎡

- ・ 経常賦課金 6,600円 / 1,000㎡
- ・ 特別賦課金 2,100円 / 1,000㎡

期 別	賦 課 金	納 期
1期	2,900円	5月31日
2期	2,900円	9月30日
3期	2,900円	11月30日

令和3年度 年賦償還金 1,000㎡当

No.	地 区 名	賦 課 額	納 期	最終年度
1	県 営 上 根 本	3,600円 (用・排水) 1,000円 (暗渠)	8月2日	令和18年度

令和3年度 特別会計賦課金 1,000㎡当

No.	地 区 名	賦 課 額	納 期
1	県 営 利 根 北 部	2,550円 (償還金)	8月2日
2	県 営 利 根 西 部	1,100 (経常)	8月2日
3	県 営 利 根 南 部	1,300円 (経常)	令和3年度採択予定の為 12月ごろ



令和二年十月二十一日臨時総代会が開催されました。
 総代四十八名（定数五十八名）の出席、議長に第十一選挙区より、川村忠昭総代が選出され、全五号議案が原案どおり、可決されました。

令和二年度 臨時総代会提出議案

第一号議案

令和元年度豊田新利根土地改良区財産目録、事業報告書について

第四号議案

令和二年度豊田新利根土地改良区事業計画について

第二号議案

令和元年度豊田新利根土地改良区一般会計、特別会計収入支出決算について

第五号議案

令和二年度豊田新利根土地改良区一般会計、特別会計収入支出補正予算（案）について

第三号議案

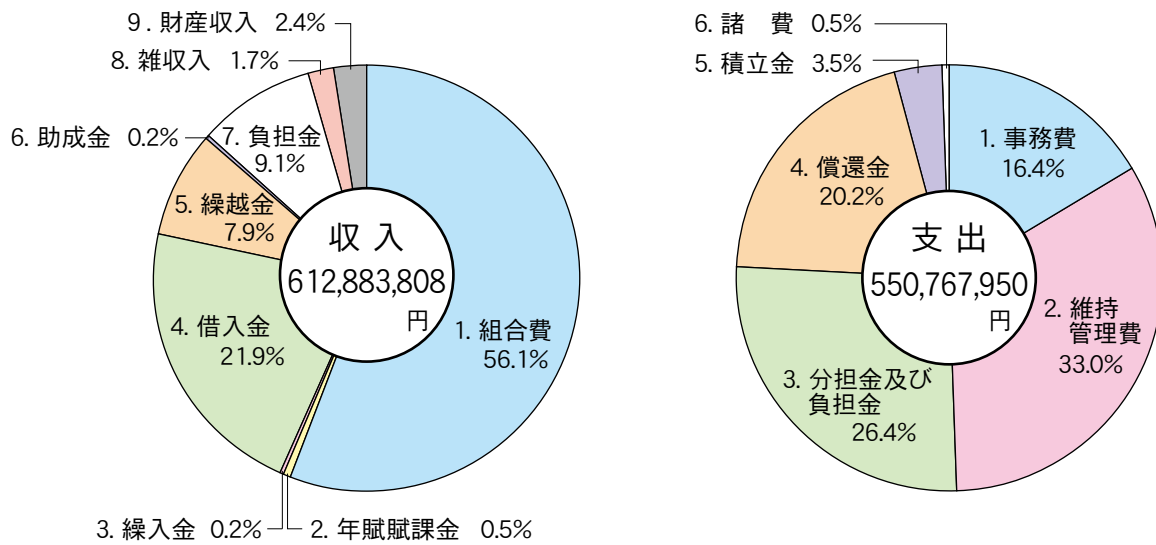
令和二年度豊田新利根土地改良区変更事業計画について

令和元年度 一般会計決算報告

(単位：円)

収 入		支 出	
1. 組 合 費	343,675,935	1. 事 務 費	90,466,475
2. 年 賦 賦 課 金	3,132,550	2. 維 持 管 理 費	181,689,330
3. 繰 入 金	1,000,000	3. 分 担 金 及 び 負 担 金	145,303,568
4. 借 入 金	134,026,000	4. 償 還 金	111,503,299
5. 繰 越 金	48,172,882	5. 積 立 金	19,000,000
6. 助 成 金	1,560,000	6. 諸 費	2,805,278
7. 負 担 金	55,851,169		
8. 雑 収 入	10,737,572		
9. 財 産 収 入	14,727,700		
計	612,883,808	計	550,767,950

収入支出差引残金 62,115,858円は、令和2年度へ繰越



令和元年度 特別会計決済報告

(単位：円)

会計名	収入額	支出額	残額
1. 県営利根北部地区	78,963,242	72,180,791	6,782,451
2. 県営利根西部地区	7,642,797	3,735,687	3,907,110
3. 基幹水利施設管理事業	12,640,000	12,640,000	0
4. 県単かんがい排水事業羽子騎地区	8,424,000	8,424,000	0
5. 基本財産積立金	212,224,075	0	212,224,075
6. 地区除外決済金積立金	103,933,657	0	103,933,657
7. 職員退職給与積立金	19,054,384	1,123,200	17,931,184
8. 公車購入積立金	8,641,364	0	8,641,364
9. 国県営償還準備積立金	141,758,688	0	141,758,688

残金は、2年度に繰越

令和元年度 財産目録

(単位：円)

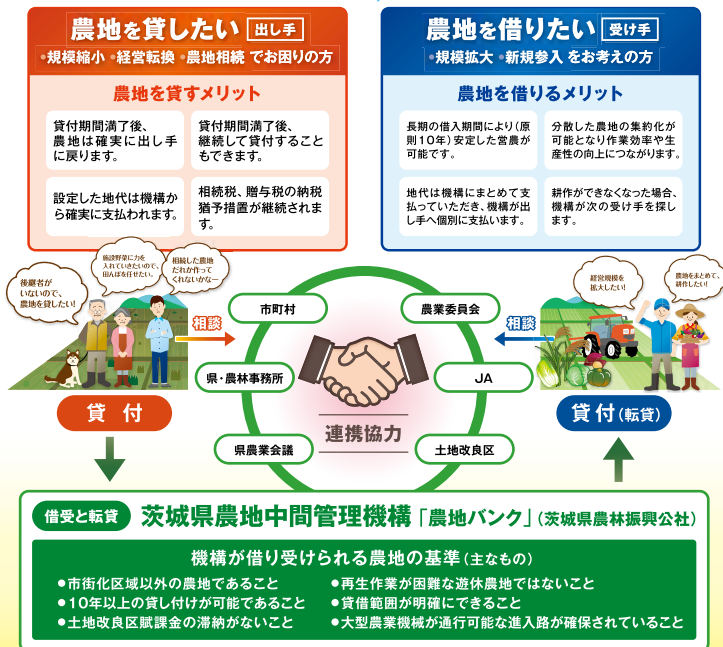
資産	流動資産	1,660,930,068
	固定資産	94,064,996
	計	1,754,995,064
負債	計	1,571,715,503

令和2年度 管内事業実施実況

(単位：千円)

事業名	地区名	事業費	事業量
新農業水利システム保全整備事業	早井	27,627	附帯工〔補給水ポンプ〕
かんがい排水事業	早井東部	128,234	用水路工 L=600 m
県営経営体育成基盤整備事業	利根北部4期	191,505	排水機場工、吸水槽設置、排水ポンプ1台、区画整理付帯工一式
県営経営体育成基盤整備事業	利根西部	107,250	測量試験費、換地費
団体営基幹水利施設管理事業	新利根川沿岸	14,040	布鎌排水機場 除塵機修繕
団体営維持管理適正化事業	豊田新利根	5,700	利根地区第7機場、ポンプ設備改修及び付帯設備更新
県単かんがい排水事業	源清田	8,580	道路横断工2箇所、円型コルゲート管

農地中間管理事業を活用し 農地の利用を進めてみませんか？



多面的機能支払は 地域の共同活動を支援します！

『多面的機能支払交付金』に 交付金は活動参加者の日当より地域の共同活動に対して や、必要な資材の購入費等に充てられます

交付金の支払い対象となる活動例

① 農地維持支払

法面の草刈り
水路の泥上げ

② 資源向上支払 (共同)

水路の補修
植栽活動

交付金額

水田50haの活動範囲で ①、②の両方に取り組む場合 最大で年270万円が交付されます

10aあたり基本交付単価(1年間)	①農地維持支払 【必須】	②資源向上支払 (共同)	①、②の両方 取り組む場合	③資源向上支払 (長寿命化)
水田	3,000円	+2,400円	5,400円	(+4,400円)
畑	2,000円	+1,440円	3,440円	(+2,000円)
草地	240円	+ 240円	480円	(+400円)

※②資源向上支払 (共同) の交付単価は活動の内容によって変更となる場合があります。
 ※③資源向上支払 (長寿命化) の交付単価は参考額です。
 ※負担割合 国 1/2、県 1/4、市町村 1/4

最寄りの市町村(農政担当)または、茨城県農地中間管理機構まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

茨城県農地中間管理機構

(公益社団法人茨城県農林振興公社)
 茨城県水戸市上田町3118-1
 TEL.029-350-8687
<https://www.ibanourin.or.jp/kanri/>

各地域お問い合わせ先

- 県北農林事務所 駐在 TEL.0294-33-8772
- 県東農林事務所 駐在 TEL.0291-32-6272
- 県南農林事務所 駐在 TEL.029-823-5633
- 県西農林事務所 駐在 TEL.0296-48-8225

問合せ先

- 豊田新利根土地改良区総務課 (電話：0297-84-2226)
- 市町村土地改良関係課
- 茨城県県南農林事務所土地改良部門 (電話：029-822-5045)

役員・総代の改選について

【役員】令和4年4月12日、【総代】令和4年3月17日付けをもって任期満了となり選挙を実施することになります。選挙人名簿の作成にあたり、組合員資格の変更・住所変更等がある場合は、添付されている資格得喪の通知書により、令和3年12月末頃迄に変更の届出を、お願い致します。役員・総代の選挙区・定数については、下記の通りです。

選挙区	選挙区域				
	市町村名	大字名	総代	理事	監事
第1	利根町	立木、大房、押戸、奥山	4人	1人	1人
第2	利根町	加納新田、東奥山新田、惣新田、立崎、中谷、福木、羽中	5人	1人	
第3	利根町	早尾、大平、横須賀、羽根野、上曾根、下曾根、下井、押付新田、中田切	3人	1人	
第4	利根町	布川	3人		
第5	龍ヶ崎市 取手市	豊田町、長沖新田町、長沖町、北方町、羽黒町、須藤堀町、高須町、大留町、川原代町 高須、大留	5人	2人	1人
第6	龍ヶ崎市	宮測町、大徳町（字曾根向を除く区域）	1人		
第7	龍ヶ崎市	八代町、羽原町、別所町	3人	3人	
第8	龍ヶ崎市	長峰町、半田町、塗戸町、高作町、大徳町（字曾根向）	6人		1人
第9	稲敷市	上根本、下根本	6人	1人	
第10	稲敷市	柴崎、中山、角崎、狸穴	4人	1人	
第11	河内町	幸谷、竜ヶ崎町歩、大徳鍋子新田、生板鍋子新田、小林町歩、角崎町歩、生板	7人	2人	1人
第12	河内町	源清田、布鎌、平三郎、宮淵、猿島、手栗、羽子騎、古河林	8人	2人	
第13	河内町	長竿、下町歩、十里、庄布川	5人	1人	
計			60人	15人	3人

次のようなときは土地改良区に手続きをしてください

- ◎ 農地の **相続・売買・贈与・賃借・交換** などしたとき
- ◎ 農業者年金受給のため **経営移譲** のとき
- ◎ 組合員の **死亡** 及び **住所** の変更があったとき
 以上のような変更の場合は、資格得喪の通知書を総務課まで届出て下さい。
 また提出する際、本人確認をいたしますので、本人確認できるもの（免許証、保険証等）をご持参の上、新資格者の方が提出してください。
 ※資格得喪の通知書は、添付されている用紙をご使用ください。
- ◎ 田を **宅地等** に転用するとき
- ◎ 田を **公共事業用地（道路、公園等）** に転用するとき
 以上のような場合は、地区除外申請書、農地転用届を総務課まで届出下さい。
 ☆ 資格の異動（名義変更）、農地転用（地区除外）の届出は、土地改良法第43条の規程により組合員から土地改良区へ**通知することが義務付けられています。**
届出のない場合は、土地改良区の**台帳は変更されません。**
 賦課金は、そのまま賦課されてしまいますのでご注意ください。
- ◎ 土地改良区の施設等を（出入り口等に）使用したいとき
 上記の場合は、総務課まで申請して下さい。



延滞金について

督促状を受けた場合は、滞納日数に応じ滞納額に年14.6%の割合を乗じて計算した延滞金を頂きます。

滞納賦課金は、新しい組合員が負担

農地の異動（売買等）の場合、滞納賦課金のある農地を取得しますと土地改良法第四十二条の規程により取得した組合員が滞納賦課金を納付しなければなりません。
 取得の際には、よく確認して下さい。

口座振替のおすすめ 安全・確実・便利

- 納入通知書の紛失や納期忘れがなく納入できます。
- 納入の為、土地改良区や金融機関に出向く必要がありません。
- 稲敷農協、水郷つくば農協で口座振替をご希望の方は、土地改良区会計課及びJA稲敷（西部支店）、JA水郷つくば（竜ヶ崎中央、竜ヶ崎西部、牛久、わかくさ支店）に「賦課金等預金口座振替依頼書」が置かれていますので、所定の事項を記入し、通帳届け印を押印して提出してください。
- 常陽銀行、筑波銀行、水戸信用金庫より口座振替をご希望の方は、土地改良区会計課までご連絡ください。
- 郵便局より口座振替、及び払い込みをご希望の方は土地改良区会計課までご連絡ください。

令和3年度 常陽銀行での取扱いについて

令和3年度も常陽銀行竜崎支店において賦課金通知書での取扱いは出来ませんが、令和3年6月14日から、利根支店、新利根支店については賦課金通知書での取扱いが出来なくなりました。
 なお、竜崎支店においても令和4年度より窓口での賦課金通知書での取扱いが出来なくなります。ご利用については常陽銀行の口座振替への変更か他の金融機関窓口でのご利用をお願い致します。



豊かな農地を守るために

ナガエツルノゲイトウ (特定外来生物※) の侵入・定着を防ぎましょう

※外来生物法で指定された、生態系や農林水産業に被害を及ぼす海外起源の生物。栽培・移動等は許可が必要。

ナガエツルノゲイトウ (ヒユ科)

- ・南米原産の多年草 (国内の系統は種子をつけない)。
- ・水草で河川や池で大群落となり、水面をマット状に覆う。
- ・茎は千切れやすく、節や根から活発に再生。拡散しやすい。
- ・水陸両生なので、畔や畑地にも侵入。耐塩性も高い。
- ・関東以西の河川、水路、水田、畦畔などに侵入相次ぐ。



夏～秋に細い柄の先に球状の白い花をつける



繁殖力大



侵略性大



再生力大

↑ 茎断片から萌芽



根断片から再生 →

～ナガエツルノゲイトウの防除とまん延の防ぎ方～

ナガエツルノゲイトウの侵入が報告されている地域では、農地に侵入・定着させないために、水利施設や水路、給水栓まわりなどをこまめに点検し早期発見に努めます。

もし農地周辺でナガエツルノゲイトウが見つかったら (具体的な防除・対策例)

水田内

- ・水稲用除草剤 (初期剤や初中期剤) の体系処理で防除します。とくに給水栓まわりや畔際の防除を徹底します。
まん延ほ場では後期剤の使用と水稲刈跡に茎葉処理剤 (グリホサートなど) の散布が効果的です (降霜期までに)。
- ・河川など取水源に定着している地区では、**給水栓口にネット等**をとりつけ、かんがい用水経路での侵入を防止します※1。
- ・循環かんがい地区では、特に代かきや田植え時の落水時に**水尻にザル等**を置いて茎断片の流出を防止します※1。

※1 回収したナガエツルノゲイトウは水気を切り、ゴミ袋に入れ固く口を結び、焼却処分してください (詳しくは地方環境事務所等にお問い合わせください)。

給水栓に収穫ネットの取り付け例



代掻き時に流出した断片

畦 畔

- ・刈り払いによって断片が農地に侵入するおそれがあるので、定着が見られる畦畔では除草剤中心の管理を行います。
茎葉処理剤の効果的な散布時期は9月以降～降霜期までの期間です。
- ・農地も畦畔際の防除 (茎葉処理剤の秋散布など) に努めます。

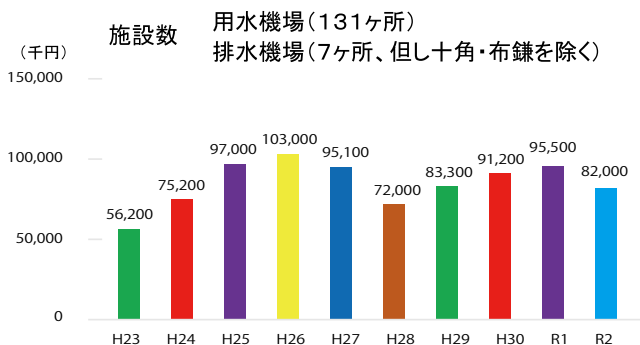
水路まわり

- ・除草剤が使用できないので、**遮光率100%の耐水シート (推奨規格: #7000) を敷設**します (遮光率が99%以下だと完全に枯死させられません)。
- ・シートで覆っても完全枯死には長い時間 (1年半から数年程度) かかるので、耐久性のあるシートを選んでください。
なお、外来種駆除活動には農林水産省の多面的機能支払交付金などが利用できます。市町村の担当窓口にご相談ください。また、ナガエツルノゲイトウの侵入が確認された農地とトラクターなどの農機を共用する場合、未侵入農地の作業を先にしたり、**侵入農地での作業後は泥落としなどの農機洗浄を徹底**してください。



● 用水機場の休止及び用排水機場電力料金の推移について

管内の機場電力料金は下記のとおり、平成23年度と比較すると概ね1.5倍の料金を支払いました。電力料金の値上げも現在は一定料金で推移しておりますが、経常賦課金の約1/3を充当している現状です。組合員の皆様におかれましては、引き続き節電に御理解、御協力をお願い致します。なお6月8日より7月9日までの毎週火・金曜日、7月14日から毎週水曜日、休ませていただきます。



● パイプライン蛇口の盗難について

平成19年度より毎年、管内全域で蛇口の盗難について、数多くの報告が寄せられております。真鍮製の蛇口は盗難されやすいので、プラスチック製の蛇口への交換をおすすめしております。



水難事故から 子供を守ろう

4月から8月まで水路には水が溢れています。

子供たちが水路の近くで遊んでいたら注意をして事故から守りましょう。



● 水路は、田圃の血管です

最近、水路に様々な投棄物（電化製品、タイヤ、一般家庭ゴミ等々）があります。それらを処分するには産業廃棄物として処分しなければなりませんし、経費も掛かります。又、パイプラインの目詰まりの原因にもなります。台風、大雨の時には冠水して作物に被害が及ぶこととなります。皆さんの水路です。不法投棄を目撃した時は御一報願います。

